

## 子ども・子育て支援新制度について

### 1. 制度の目的

- ▼質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ▼保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ▼地域の子ども・子育て支援の充実

#### (子育てをめぐる現状と課題)

- 急速な少子化の進行（合計特殊出生率 平成 23 年：1.39 24 年：1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ  
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤独感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- M字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

### 2. 子ども・子育て関連 3 法

- ▼子ども・子育て支援法
- ▼就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ▼子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法） … 児童福祉法の改正など

### 3. 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

	保育を利用しない	保育を利用する
子どもが 満3歳以上	(子ども・子育て支援のニーズ) 学校教育+子育て支援	(子ども・子育て支援のニーズ) 学校教育+保育+子育て支援 +放課後児童クラブ(小学生)
子どもが 満3歳未満	(子ども・子育て支援のニーズ) 子育て支援	(子ども・子育て支援のニーズ) 保育+子育て支援

需要の調査・把握

出雲市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

計画的な整備・実施

#### 子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
  - 認定こども園
  - 幼稚園
  - 保育所
- 地域型保育給付（基本的に3歳未満）
  - 小規模保育（6～19人）
  - 家庭的保育（～5人）
  - 居宅訪問型保育
  - 事業所内保育（従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 児童手当

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業（要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

## 4. 主な改革内容

### (1)「給付」の創設

#### ▼施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）

- ▽個々の児童について「保育の必要性」を認定<sup>※1</sup>し、認定内容に応じた給付を行う。
- ▽保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- ▽国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ▽市町村が利用調整<sup>※2</sup>を行った上で、利用者と施設が直接契約。（利用料は施設が徴収。）
- ▽ただし、民間保育所は従来どおり利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収。）
- ▽給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。<sup>※3</sup>
- ▽利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

#### ▼地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

- ▽保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

### ※1 保育の必要性の認定（支給認定）について

- ▽保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ▽保育の必要性の認定区分は次の3区分。
  - [1号認定] 満3歳以上／保育の必要性なし
  - [2号認定] 満3歳以上／保育の必要性あり
  - [3号認定] 満3歳未満／保育の必要性あり
- ▽さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。
- ▽保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

### ※2 利用調整について

- ▽給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

#### 【利用調整の内容】

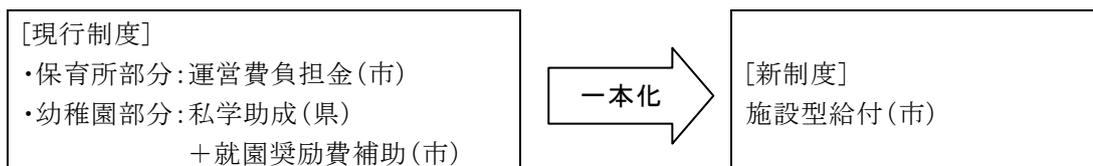
- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案して実施）
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請

### ※3 確認制度について

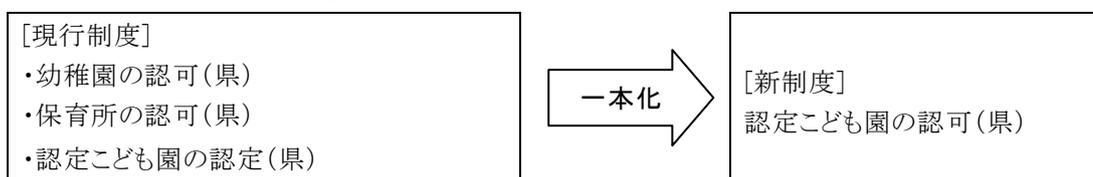
- ▽市町村は、事業者からの申請に基づき、利用定員を定めた上で給付の対象となる施設・事業を「確認」する。※施設・事業の「認可」とは別の手続き
- ▽利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号/2号/3号）ごとに設定。
- ▽確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。
- ▽市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

## (2) 認定こども園制度の改善 ～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

- ▼「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。
- ▽満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- ▽行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。



- ▽認可手続・権限が一本化。



- ▽設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- ▽既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。

## (3) 認可制度の改善

- ▼保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応。
- ▽申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。  
[例外]
  - ・供給過剰による需給調整が必要な場合
  - ・欠格事由に該当する場合
- ▽県が認可をする際には、市町村と協議を行い、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の拡充

▼地域子ども・子育て支援事業（P2の①～⑬）を充実（新設、拡充、制度改正）

＜新設、拡充、制度改正の例＞

▽利用者支援事業《新設》

- ・子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援

▽放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- ・対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生→小学校6年生）
- ・設備・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化（現行制度の基準はガイドラインによる）

#### (5) 事業計画の策定

▼市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。

▽計画期間は5年間（27～31年度）。（中間年度で見直しの必要が生じる可能性あり。）

▽地理的状况等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

▽「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（25年11月頃実施予定）

※ニーズ調査の内容・実施方法等については、議事(5)で説明。

▽計画策定に当たり、県との協議・調整が必要。

▽計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

#### (6) 子ども・子育て会議の設置

▼国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。

▽国の会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。

▽自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

※「出雲市子ども・子育て会議」の詳細は、議事(2)で説明。

## 5. 財源・費用負担

▼国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源（恒久財源）を確保。

[消費増税（予定）] 平成26年4月：8%→平成27年10月：10%

▼0.7兆円は、保育等の「量の拡充」（待機児童解消等）及び「質の改善」（職員配置・処遇改善等）に充当。

▼質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。（子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。）

### 【国と地方の負担割合】

	国	： 都道府県	： 市町村
施設型給付・地域型保育給付	2	： 1	： 1
地域子ども・子育て支援事業	1	： 1	： 1

※国において「幼児教育無償化」を検討中。詳細は未定であるが、当面、多子世帯の保育料の実質無償化・軽減策を講じる方向。新制度とは別途財源を確保するとされている。

## 6. スケジュール

▼平成27年4月施行予定。（10%への消費増税の時期と連動。）

▼施行に必要な準備（子ども・子育て会議の設置、事業計画の策定、認可基準条例の制定、支給認定手続、認可・確認手続等）は、施行を待つことなく、順次実施する必要あり。

▼子ども・子育て会議の意見を聴きつつ、25年中にニーズ調査を実施した上で、事業計画の「量の見込み」・「確保方策」を26年9月までにとりまとめる必要あり。

▼保育の必要性の認定手続、27年4月から事業を開始する施設・事業の認可手続、給付対象の確認手続等は、26年下半期を目途に着手する必要あり。